

令和8年度七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画改訂業務

特記仕様書

宮城県七ヶ浜町教育委員会

令和8年度七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画改訂業務
特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「令和8年度七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画改訂業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(目 的)

第2条 本業務は、平成29年5月に策定した「七ヶ浜町学校施設インフラ長寿命化計画」（以下、「前計画」という。）を基本とし、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保するため七ヶ浜町（以下、「本町」という。）の、学校施設の老朽化等の状況を把握し、学校施設の役割等を考慮した上で、中長期的な施設整備の具体的方針及び計画を改訂する事を目的とする。

(通 則)

第3条 本業務は、本特記仕様書及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（文部科学省：平成27年4月）」（以下「手引き」という。）に基づき実施する他、次の関係法令・指針・通達等に準拠し行うものとする。

1. 地方自治法
2. 手引き（文部科学省 平成27年4月）
3. 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省 平成29年3月）
4. 学校施設の長寿命化計画の見直しに向けた コスト試算等に係る解説書
（文部科学省 令和5年3月）
5. 七ヶ浜町公共施設等総合管理計画（令和2年3月）
6. 各校の学校経営基本計画、基本方針等
7. 七ヶ浜町財務規則
8. その他関係法令・関連計画及び通達・指針等

- 「官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）（国土交通省 令和2年10月）
- 「県有施設の中長期保全計画作成マニュアル（宮城県土木部営繕課 平成30年3月）

(各配置技術者の資格要件)

1. 資格要件

次の資格を有する者とする。

ア) 管理技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定め一級建築士の有資格者とする。

イ) 担当技術者は、同法に定める一級建築士または同法第 2 条第 3 項に定める二級建築士の有資格者とする。

ウ) 照査技術者は、同法に定める一級建築士の有資格者とする。

(業務計画書等の提出)

第 4 条 受託者は契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者届等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。尚、これを変更する場合も同様とする。

(工程管理)

第 5 条 受託者は、業務計画書に基づき業務の進捗状況について、随時監督職員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。

(責 務)

第 6 条 本業務に必要な資料は、原則として、受託者が収集するものとし、貸与資料等について破損、紛失などの重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

また、その内容及び成果については発注者の許可無く外部に漏らしてはならない。

(個人情報保護及び品質確保)

第 7 条 受託者は、本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用、若しくは第三者に漏らしてはならない。また、機密保持のために必要な措置を講じる等、情報管理の徹底に努めなければならない。

(疑 義)

第 8 条 本特記仕様書に明示なき事項や疑義が生じたときは、監督職員と協議の上、その指示を受けるものとする。

(履行期限及び業務の概要)

第9条 本業務の履行期限は、令和9年3月19日までとし、概要は次の通りとする。

1 対象学校施設 5校

(1) 小学校 3校

(亦楽・松ヶ浜・汐見)

(2) 中学校 2校

(七ヶ浜・向洋)

※対象施設には、学校敷地内の建築物・プール施設・給排水設備等を含むものとする。

2 業務概要

本業務の概要は次の通りとする。

(1) 計画期間：原則10年間とするが協議の上、決定するものとする。

(2) 業務内容

① 目標設定

- ・背景・目的
- ・学校施設の目指すべき姿

② 学校施設の実態把握

- ・運営状況及び活用状況
- ・劣化及び老朽化状況調査（目視調査及び詳細調査）

構造部材、非構造部材、防水、建築設備等の劣化及び老朽化状況調査

校舎本体＝コンクリート中性化深さ試験及び強度調査

給排水設備＝内視鏡（ファイバースコープ）による調査

その他

③ 方針の設定

- ・学校施設整備の基本的な方針等
- ・基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

④ 長寿命化計画の策定・運用

- ・長寿命化の実施計画
- ・長寿命化計画の継続的運用方針
- ・中長期保全計画

⑤ 打合せ

第2章 業務内容

(背景・目的)

第10条 本業務は、七ヶ浜町公共施設等総合管理計画（令和2年度3月）（以下「公共施設等総合管理計画」という。）を上位計画とする学校施設の長寿命化計画を策定するに至る背景や施設の現状を踏まえ、将来の学校施設のあるべき姿について検討するものとする。

① 背景 ② 策定の目的 ③ 計画期間 ④ 対象施設

(学校施設の目指すべき姿)

第11条 本業務は、公共施設等総合管理計画の内容を踏まえつつ、学校施設としてどのような機能・性能が必要となるかを検討し、目指すべき姿について検討するものとする。

その際のキーワードとしては安全・快適・学習活動への適応・環境への適応・地域拠点とする。

(学校施設の実態)

第12条 本業務は人口や財政状況、他の公共施設の状況等学校施設を取り巻く状況の他、学校施設の保有量や更新コスト、保有教室の活用状況、学校施設ごとのコスト状況等を考慮し次の事項について現状と課題について整理するものとする。

1. 学校施設の運営状況及び活用状況

生徒数及び学級数の変化に加え、本町の人口（人口推移、人口構成等）や財政（歳入、歳出、学校施設整備費）、学校以外の公共施設（施設機能を有する施設）の老朽化状況や保有量、活用状況を整理するものとする。またその際、学校施設の置かれている状況や本町の上位関連計画を踏まえながら整理するものとする。

2. 学校施設の老朽化状況（現地調査）

学校施設の建築年度、修繕履歴、耐震診断や耐力度調査の結果を踏まえて対象施設について現地調査や現地でのヒヤリング調査等を行う。また老朽化の状況を把握し、今後の維持修繕計画の基礎資料とする。調査は、目視による他、発注者と協議の上、建物の劣化度合いを把握する為のコンクリートの中酸化深さ試験及びコンクリートの強度調査を行い、「宮城県産業技術総合センター」等の公的機関の検定を受けるものとする。調査箇所は、町内小中学校5校を対象とし、1校当たり4か所の20

箇所程度とする。

また、給排水設備の劣化調査については、配管内部の腐食状況・錆腐の発生状況をチェックするため、目視調査によるほか、水洗栓や排水器具等の一部を外して管内に内視鏡（ファイバースコープ）等を挿入して調査を行うものとする。

調査箇所は、給水設備が1校当たり2箇所、排水設備が1校当たり2箇所、合計で20箇所程度とする。

3. 学校施設の劣化及び老朽化状況を踏まえた課題

学校施設の運営状況や活用状況、劣化及び老朽化状況を踏まえて、今後の維持・更新コストの把握（従来の50年改築型、長寿命化型）、直近の整備計画、現地ヒヤリング調査結果等と照らし合わせ課題を整理する。

（学校施設整備の基本的な方針等）

第13条 本業務は、次の事項についての基本方針を明らかにする。

1. 学校施設の規模・配置計画等の方針

学校施設の実態や目指すべき姿等を踏まえ、今後の学校施設の規模や配置計画に関する方針について検討する。

2. 改修等の基本的な方針

学校施設の実態を踏まえつつ、目指すべき姿を実現するための改修等の基本方針として、長寿命化や予防保全の方針、目標使用年度、改修周期を検討する。

（施設整備の水準等）

第14条 本業務は次の事項について検討するものとする。

1. 前計画で掲げた内容等の検証及び現状の仕様と改修等の整備水準

「学校施設の劣化及び老朽化状況」で把握した現状の仕様や基本的な方針等を踏まえ学校施設に関する統一的な方針として、前計画で掲げた内容等を検証及び評価し今後の改修等による安全面、機能面、環境面の整備水準を設定する。

2. 維持管理の項目・手法等

各学校施設の維持管理を効率的、効果的に実施するため、点検・評価の項目について整理するものとする。

(長寿命化の実施計画)

第15条 本業務は調査結果を基に以下の事項について改訂するものとする。

1. 改修等の優先順位付けと実施計画

今後の学校施設の改修等に関する優先順位の考え方及び今後の改修等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画を改訂する。

また、優先順位の決定や年次計画の改訂に当たっては、調査結果や施設の活用状況、本町の上位関連計画、あるいは安全面や運営面等の観点から、各学校内での優先順位を決定するとともに、各学校間での優先順位も整理し、それを踏まえた年次毎の改修部位や費用等をまとめた総合的な年次計画となるよう留意すること。

なお、改修等の内容については、発注者と協議の上、工法・材質等について具体的に明示するものとする。

2. 長寿命化の効果

前計画で掲げた内容等を検証し評価する。また、今回改訂する計画に従って長寿命化を行った場合のコストの見通しを明らかにすると共に改築中心の場合とのコスト比較を行い長寿命化の効果を明らかにする。

(長寿命化計画の継続的運用方針)

第16条 本業務は次の事項について作成するものとする。

1. データベース構築

点検や修繕履歴情報を蓄積できるデータベースを再構築し更新するものとする。

2. 推進体制等の整備

学校施設の長寿命化計画を継続的に運用するために必要な組織体制等を再構築する。

第3章 納 入 成 果 品

(納入成果品)

第 18 条 本業務に於いて納入する成果品は次の通りとする。

- | | |
|--|-----|
| 1. 学校施設インフラ長寿命化計画報告書（A4 版レザック製本） | 20部 |
| 2. 同上、概要版 | 1式 |
| 3. 学校施設台帳（計画策定に関するデータ） | 1式 |
| 4. コンクリート中性化深さ試験及びコンクリート強度調査
報告書（試験等成績書・コア写真・施工状況写真等含む） | 1式 |
| 5. 給排水設備調査現況写真（ファイバースコープによる） | 1式 |
| 6. 電子データ（本業務の成果・・・word pdf 形式） | 1式 |
| 7. その他発注者の指示するもの | 1式 |
| 8. その他 成果品の提出先は、本町教育委員会 教育総務課とする。 | |

明 細 書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				(円)	(円)	
①目標設定						
背景・目的						
技師(B)			人			
技師(C)			人			
学校施設の目指すべき姿						
技師(B)			人			
技師(C)			人			
(小計)						

明 細 書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				(円)	(円)	
②学校施設の実施把握						
運営状況及び活用状況						
技師(B)			人			
技師(C)			人			
技術員			人			
劣化及び老朽化状況調査 (目視調査及び詳細調査)						
技師(A)			人			
技師(B)			人			
技師(C)			人			
技術員			人			
報告書作成 (分析及び結果集計等)						
主任技師			人			
技師(A)			人			
技師(B)			人			
技師(C)			人			
(小計)						

明 細 書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				(円)	(円)	
③方針の決定						
学校施設整備の基本的な方針等						
主任技師			人			
技師(A)			人			
技師(B)			人			
技師(C)			人			
基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等						
主任技師			人			
技師(A)			人			
技師(B)			人			
(小計)						

明 細 書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				(円)	(円)	
④長寿命化計画の策定・運用						
長寿命化の実施計画						
技師(A)			人			
技師(B)			人			
技師(C)			人			
技術員			人			
長寿命化計画の継続的運用方針						
技師(A)			人			
技師(B)			人			
技師(C)			人			
中長期保全計画						
検討シートの作成						
技師(C)	人 * 5校		人			
評価・分析・まとめ						
技師(C)	人 * 5校		人			
(小計)						

明 細 書

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
					(円)	(円)	
⑤	打合せ						
	中間4回						
	主任技師			人			
	技師(A)			人			
	技師(B)			人			
	(小計)						